

八潮監告示第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から平成30年度定期監査（平成29年度後期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

平成30年8月30日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

八潮総収第410号
平成30年8月27日

八潮市監査委員 原 寿 基 様
八潮市監査委員 服 部 清 二 様

八潮市長 大 山 忍

平成30年度定期監査（平成29年度後期分）の指摘事項について（回答）

平成30年7月24日付け八潮監発第58号により提出された平成29年度定期監査（平成29年度後期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 臨時職員の賃金について

- ・賃金の支出において、出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（保育課、八潮メセナ）
- ・賃金の支出において、出勤簿への年次有給休暇の記入漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。（社会福祉課）
- ・賃金の支出において、過払い分の精算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（道路治水課）
- ・通勤手当分の支出において、出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（保育課）
- ・通勤手当分の支出において、1日有給休暇を取得した日の通勤手当を支給しているものが認められた。（八潮メセナ）

(2) 非常勤特別職の報酬について

- ・出勤簿の記入誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（長寿介護課）

(3) 非常勤特別職の費用弁償について

- ・バスポイントの取扱い誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（人権・男女共同参画課）

2 措置内容

別紙「平成30年度定期監査（平成29年度後期分）措置事項報告書」
のとおり

平成30年度定期監査（平成29年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>1 臨時職員の賃金について</p> <p>(1) 賃金の支出において、出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>出勤簿を集計した際に、誤りに気づいたものの、出勤簿の訂正が漏れてしまったものです。</p> <p>なお、支給額については、訂正後の集計に基づき正しい支給額となっております。</p> <p>今後におきましては、誤りに気づいた時点で速やかに訂正を行うとともに、複数人で確認することで、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p> <p>勤務日数の集計誤りにより、賃金の支払いに過払いが生じた原因につきましては、臨時職員の賃金の支出に係る事務において、確認が不十分であったものです。</p> <p>出勤簿を再度確認して、平成30年5月25日に歳出戻入を行いました。</p> <p>今後につきましては、賃金計算を行う際に、出勤簿と有給休暇簿の確認を複数の職員で行うことで、確認を徹底し、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(八潮メセナ)</p>

(2) 賃金の支出において、出勤簿への年次有給休暇の記入漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。

有給休暇簿と出勤簿との記載内容の確認漏れによるものです。

今回の賃金の不足分につきましては、再度出勤簿の確認を行い、平成30年5月15日に不足分を支払いました。

今後につきましては、有給休暇の取得申請があった際は、必ず出勤簿への記載を確認することを徹底し、今後同様の事案が発生しないようにいたします。

(社会福祉課)

(3) 賃金の支出において、過払い分の精算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

勤務時間の計算をするときに、小数点以下を見落として繰り上げたことにより、過払いが発生したため、訂正し戻し入れを行いました。

今後につきましては、賃金計算を行う際に複数の職員で確認することを徹底し、再発防止に努めます。

(道路治水課)

(4) 通勤手当分の支出において、出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

通勤手当の支給額誤りにつきましては、対象職員へ説明のうえ、平成30年5月25日に支給しました。

今後は、伝票担当職員と複数の職員で、「定期監査チェックリスト」を活用し、出勤簿の出勤日数と出勤時間の整合性を確認する

<p>(5) 通勤手当分の支出において、1日有給休暇を取得した日の通勤手当を支給しているものが認められた。</p> <p>2 非常勤特別職の報酬について</p> <p>(1) 出勤簿の記入誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>ことで誤りの防止に努めます。 (保育課)</p> <p>勤務日数の集計誤りにより、年休取得日1日分を出勤した日と計算したことにより、通勤手当の支出に係わる事務において、確認が不十分であったものです。</p> <p>出勤簿を再度確認して、平成30年5月25日に歳出戻入れを行いました。</p> <p>今後につきましては、賃金計算を行う際に、出勤簿の確認を担当のほか1名の職員で行い、確認を徹底し、再発防止に努めます。 (八潮メセナ)</p> <p>出勤簿の実働時間の記入誤りにより、10月分の報酬の支払いに1時間分少なく支給した原因につきましては、非常勤特別職である要介護認定調査員の報酬の支出にかかる事務において、勤務開始時間から終了時間までと実働時間が30分異なっており、十分な確認を行うことができなかったことによるものです。</p> <p>出勤簿の再確認をして、平成30年5月15日に追加分の支払いを行いました。</p> <p>今後は、調査員に記載誤りのない</p>
--	--

<p>3 非常勤特別職の費用弁償について</p> <p>(1) バスポイントの取扱い誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>よう周知徹底し、報酬計算を行う際に、出勤簿の確認を複数の職員で行うことで、再発防止に努めます。</p> <p>(長寿介護課)</p> <p>今回の費用弁償の支給誤りにつきましては、バスポイントの累積に伴う付与額の発生時期を誤ったため、100円多く減額してしまったものです。</p> <p>100円分の不足につきましては、平成30年4月17日に起票し、同年4月27日に本人に追加支給いたしました。</p> <p>今後は、運賃の違いについても確認するとともに、平成28年4月27日に庁内LANの業務掲示板に掲載された「バステサービス対応運賃累計表」を十分に確認し、支給漏れのないよう再発防止に努めます。</p> <p>(人権・男女共同参画課)</p>
--	---

八潮教総収第429号
平成30年8月3日

八潮市監査委員 原 寿基 様
八潮市監査委員 服部 清二 様

八潮市教育委員会
教育長 石黒 貢

平成30年度定期監査(平成29年度後期分)の指摘事項について(回答)

平成30年7月24日付け八潮監発第58号により提出された平成30年度定期監査の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 臨時職員の賃金について

通勤手当分の支出において、バスポイントの取扱い誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(学務課)

2 措置内容

別紙「平成30年度定期監査(平成29年度後期分)措置事項報告書」のとおり

平成30年度定期監査（平成29年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>臨時職員の賃金について 通勤手当分の支出において、バスポイントの取扱い誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（学務課）</p>	<p>560円が過払いであることを、出勤簿と伝票で確認した。 本人に誤りを伝えるとともに過払い分を返金していただき、平成30年6月11日に市へ返還した。</p>